

河套協力区における企業所得税及び 個人所得税の優遇措置

2024年2月
第6号

概要

2023年8月に中華人民共和国国務院が「河套深セン・香港特別行政区(以下、「香港」)科学技術イノベーション協力区深セン園區発展計画」(以下、「発展計画」)を發表し、河套深セン・香港科学技術イノベーション協力区(以下、「河套協力区」)の深セン園區(以下、「深セン園區」)において企業所得税及び個人所得税の優遇政策を実施することが發表されました。これを受け、2024年の年始に、中華人民共和国財政部・中華人民共和国国家税務総局は、「河套深セン・香港科学技術イノベーション協力区深セン園區における企業所得税の優遇政策に関する通知」(財税[2024]2号)及び「河套深セン・香港科学技術イノベーション協力区深セン園區における個人所得税の優遇政策に関する通知」(財税[2024]5号)を發行し、以下の内容を明らかにしました。

- 2023年1月1日から2027年12月31日の期間、河套協力区深セン園區の特定区域に所在する奨励業種企業に対し、企業所得税において軽減税率15%を適用するとともに、奨励業種に関する「河套深セン・香港科学技術イノベーション協力区深セン園區企業所得税優遇目録」(以下、「優遇目録」)を公布する。
- 2023年1月1日から2027年12月31日の期間、河套協力区深セン園區で就労する香港居住者は、個人所得税の負担額が香港での負担額を上回った部分について個人所得税を免除する。

本稿では、財税[2024]2号及び財税[2024]5号の政策上のポイントを紹介し、PwCの見解をお伝えします。

詳細

財税[2024]2号:企業所得税における軽減税率15%の適用

財税[2024]2号は、2023年1月1日から2027年12月31日の期間、河套協力区深セン園區の特定区域(以下、「深セン園區の特定区域」)にある奨励業種企業に対して、企業所得税率を15%に軽減することを規定しています。この優遇措置の適用を受ける企業は、以下の条件のすべてを満たさなければなりません。

- 奨励類産業企業:「優遇目録」に定める産業を主たる事業とし、かつ主たる事業による収入が収入総額の60%以上を占めること。
- 経営の実質性:企業の実質性を伴う管理機構が深セン園區の特定区域にあり、企業の生産経営、人員、会計、財産等について実質性を伴う管理と支配を実施していること。

- 本店と支店の取扱い
 - 本店が深セン園区の特定区域内に所在する企業については、深セン園区の特定区域内に所在し要件を満たす本店及び支店の所得に対してのみ税率 15%が適用される。
 - 本店が深セン園区の特定区域外に所在する企業については、深セン園区の特定区域内に所在し要件を満たす支店の所得に対してのみ税率 15%が適用される。

深セン園区の総面積は 3.02 平方キロメートルで、福田保稅区と皇崗口岸片区の所在する地域から構成されます。上記の優遇税率 15%が適用される「深セン園区の特定区域」の範囲とは、福田保稅区の範囲を指し、東は皇崗口岸から、南は深セン河、西は新洲河、北は絨花路に沿っており、総面積は 1.35 平方キロメートルとなっています。

企業所得税の優遇税率 15%の適用を受けるためには、優遇目録に定める産業項目が主たる事業である必要があります。優遇目録に記載された対象事業は、以下の 4 つの産業カテゴリー、合計 12 のコア技術とそれに紐づく 33 の特定事業から構成されています。

1. 情報科学技術(5 つのコア技術と 19 の特定事業から構成)
2. 材料科学技術(1 つのコア技術と 5 つの特定事業から構成)
3. 生命科学技術(3 つのコア技術と 6 つの特定事業から構成)
4. 科学技術サービス機関の運営(3 つのコア技術と 3 つの特定事業から構成)

考察

深セン園区の特定地域における企業所得税の優遇税率 15%の適用条件は、広東・香港・マカオ特別行政区(以下、「マカオ」)大湾区(以下、「大湾区」)のその他の優遇地域(深センの前海エリア、珠海の横琴エリア、広州の南沙エリア等)と同様に、企業の主たる事業が優遇目録に掲載されている業種であること、かつ、当該政策の適用対象地域内で実質性を伴う経営が行われていることが必要条件となります。この優遇税率 15%が適用される地域の範囲は、深セン園区内の福田保稅区(面積 1.35 平方キロメートル)に限られます。福田保稅区に登録されている企業は、「実質的な運営」に関して今後明確化されるであろう政策規定(従業員数、社会保障などの要件)に注意を払う必要があります。

「優遇目録」は、河套協力区深セン園区における科学技術イノベーションのテーマに密接に沿い、科学技術イノベーションの 4 つの重点分野に焦点を当て、12 のコア技術、33 の特定事業をその対象範囲として定めています。適用地域の面積が限られていることもあり、奨励対象は今のところ企業と科学研究機関による研究開発活動に絞られています。そのため、「優遇目録」は、4 つの産業のさまざまなセグメントにおける「コア技術」の「パイロットテスト」、「技術研究開発」、「テスト」活動に焦点を当てています。これらの活動に従事する企業・研究機関は、サービス収入や、知的財産権の使用許諾又は譲渡による収入を得る可能性が高く、特にサービスの提供対象が関連者である場合には、移転価格の議論に影響しないよう注意を払う必要があります。さらに、企業が研究開発やパイロットテストに加えて、生産や販売活動を実施する必要がある場合には、深セン園区外でそれらの活動を行うための適切なモデル(例えば、福田保稅区に本店を置き、他の地区に支店を設立する、あるいは深セン園区内と区外でそれぞれ独立した法人を設立するなど)の実現可能性と税務上の影響を評価することが望ましいと考えます。

深財法[2024]2 号に基づき、福田区財政局及び深セン市福田区税務局は、今後、「主たる事業」と「経営の実質性」について定義する実施弁法、申告の手引き及び作業ガイドラインを制定するとともに、企業の実質的な運営に対する規制管理を強化し、その実質性の検証に関する当局間の協力体制を構築する見込みです。優遇措置の適用を希望する企業は、今後公布される政策の動向に細心の注意を払う必要があります。

財税[2024]5 号: 香港居住者を対象とする個人所得税優遇政策

財税[2024]5 号は、2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、河套協力区の深セン園区で就労する香港居住者について、個人所得税のうち香港での税負担額を超える部分を免除すると規定しています。

このうち、優遇措置の対象となる所得の範囲には、深セン園区を源泉地とする総合所得(賃金給与、労務報酬、原稿料、ロイヤルティの 4 項目が含まれる)、事業所得、及び地方政府の認定する人材助成による所得が含まれます。納税者は深セン園区での個人所得税の年度確定申告時に、優遇政策の適用を受けることができます。

上記の香港居住者を対象とする個人所得税優遇政策が実施される地域の範囲は、「発展計画」で画定された深セン園區の全域 3.02 平方キロメートルです。

考察

企業所得税の優遇税率 15%は、深セン園區の福田保稅区(「深セン園區の特定区域」)においてのみ適用される一方で、香港居住者を対象とする個人所得税の優遇措置は深セン園區の全域で適用されます。深セン園區で就労する香港居住者は、その雇用主である事業体が福田保稅区に登録されておらず、企業所得税の軽減税率 15%の適用条件を満たしていない場合であっても、香港居住者を対象とする個人所得税の減免の適用を受ける可能性があります。

深セン市財政局及び深セン市税務局は、深財法[2024]7号を公布し、同法に基づき香港居住者が申告手続を行えるよう、申告の対象者、申告方法、申告時期、提出書類、申告手続の流れ等を明記した申告の手引き及び作業ガイドラインを制定するよう福田区財政局及び深セン市福田区税務局に要求しています。優遇措置の適用を希望する香港居住者と、その就労先である深セン園區内の事業体は、今後の政策動向に留意することが望ましいと考えます。

一方、河套協力区深セン園區が属する深セン市も、市内における海外高度人材・希少人材向けの個人所得税財政補助政策を実施しています。そのため、河套協力区深セン園區で就労する香港居住者は、深セン市の海外高度人材・希少人材向け個人所得税財政補助政策の適用を受けることも可能です。深セン市の優遇政策と河套協力区深セン園區の個人所得税優遇政策は、適用対象となる人材要件や所得区分等の点で、一部重複していますが、両政策の位置づけは異なるため、細部における重点の置かれ方が異なります。したがって、企業と個人はともに、各自の状況に合わせて適用する優遇政策を吟味することが推奨されます。

総括

財税[2024]2号と財税[2024]5号は、「発展計画」で示された2つの優遇措置、即ち、企業所得税における軽減税率 15%と、香港居住者向けの個人所得税優遇措置を実行に移しています。

留意点として、これらの優遇措置はいずれも遡及して 2023 年 1 月 1 日から効力が発生するため、深セン園區の特定区域に拠点を構える企業は、優遇税率の適用に関する自主評価と、経営の実質性を証明するための根拠資料の準備・保管に向けて、今後公布される政策文書の動向に留意する必要があります。企業によっては、2023 年度企業所得税の四半期予定申告においてすでに 25%の税率を採用しているかもしれません。その場合、もし優遇税率 15%の適用を受けられるときは、2023 年度企業所得税の確定申告時に、対応する企業所得税の減免額を記入し、予定納付税額が確定申告による税額を超える場合、適時に還付申請を行う必要があります。また、深セン園區で就労する香港居住者は、特に香港居住者の定義、深セン園區で就労していることの具体的な判断基準や対象となる雇用形態、所得の源泉地が深セン園區であることを判定する方法など、個人所得税に関する今後の政策規定の説明に細心の注意を払うことも必要となります。

付表

大湾区企業所得税・個人所得税優遇措置
(河套協力区深セン園區、広州市南沙、深セン市前海、珠海市横琴)

企業所得税優遇の根拠	河套協力区深セン園區 (財税[2024]2号)	広州市南沙 (財税[2022]40号)	前海 (財税[2021]30号)	横琴 (財税[2022]19号)
地域	「深セン園區の特定区域」として「発展計画」に定める福田保稅区の区域(総面積 1.35 平方キロメートル)に適用。	先進区(南沙湾、慶盛ハブ、南沙ハブの 3 ブロック、総面積約 23 平方キロメートル)にのみ適用。	2010 年 8 月に中華人民共和国国務院が承認した「前海深セン・香港現代サービス業協力区総合発展計画」における前海深セン・香港現代サービス業協力区の区域(面積約	横琴島の全域(総面積 106.46 平方キロメートル)。

			15 平方キロメートル)に適用。	
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事業が該当する産業目録の範囲に沿っていること 主たる事業による収入が収入総額の60%以上を占めること 経営の実質性 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事業が該当する産業目録の範囲に沿っていること 主たる事業による収入が収入総額の60%以上を占めること 経営の実質性 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事業が該当する産業目録の範囲に沿っていること 主たる事業による収入が収入総額の60%以上を占めること 経営の実質性 ([2023]4号公告) 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事業が該当する産業目録の範囲に沿っていること 主たる事業による収入が収入総額の60%以上を占めること 経営の実質性
対象業種	4つの産業カテゴリー(情報科学技術、材料科学技術、生命科学技術、科学技術サービス機関の運営)、計12のコア技術とそれに紐づく33の特定事業から構成される。	8カテゴリー、計140業種(ハイテク基幹産業35業種、情報技術産業15業種、先端製造業17業種、生物医学産業13業種、新エネルギー・新素材産業12業種、海運・物流産業13業種、現代サービス業29業種、金融業6業種)。	「前海深セン・香港現代サービス業協力区企業所得税優遇目録(2021年版)」(5カテゴリー、計30業種)	「横琴広東マカオ深層協力区企業所得税優遇目録(2021年版)」(9カテゴリー、計150業種)
期間	2023年1月1日から2027年12月31日まで	2022年1月1日から2026年12月31日まで	2021年1月1日から2025年12月31日まで	2021年1月1日から適用
個人所得税優遇の根拠	河套協力区深セン園區 (財税[2024]5号)	広州市南沙 (財税[2022]29号)	前海	横琴 (財税[2022]3号)
個人所得税の優遇内容	2023年1月1日から2027年12月31日まで、深セン園區で就労する香港居住者は、香港での納付額を超える部分の個人所得税を免除する。	2022年1月1日から2026年12月31日まで: <ul style="list-style-type: none"> 広州市南沙エリアで就労する香港居住者は、香港での納付額を超える部分の個人所得税を免除する。 広州市南沙エリアで就労するマカオ居住者は、マカオでの納付額を超える部分の個人所得税を免除する。 	特別な政策はない	2021年1月1日から2025年12月31日まで: <ul style="list-style-type: none"> 横琴広東マカオ協力区で就労する国内外の高度人材・希少人材は、税負担率15%を超える部分の個人所得税を免除する。 横琴広東マカオ協力区で就労するマカオ居住者は、マカオでの納付額を超える部分の個人所得税を免除する。
大湾区個人所得税補助金(財税[2023]34号)	2019年1月1日から2027年12月31日まで、大湾区で就労する高度人材・希少人材のうち、珠江デルタ9市において納付した個人所得税額が課税所得額の15%を上回る部分に対し、個人所得税を免除する。			

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響等についてご質問等がございましたら、下記担当者まで随時ご連絡ください。

PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム

李尚義
PwC 中国税務主管パートナー
PwC 中国・華南及び香港地区税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
PwC 中国・華南税務主管パートナー
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

江凱
PwC 中国・深セン税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8820
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

王舜宜
PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングパートナー
+86 (755) 8261 8267
rebecca.s.wong@cn.pwc.com

PwC 中国 人事・税務コンサルティングサービスチーム

湯愛倫
PwC 中国 人事・税務コンサルティングパートナー
+852 2289 5928
ellen.tong@hk.pwc.com

劉燕
PwC 中国 人事・税務コンサルティングパートナー
+86 (755) 8261 8130
crystal.y.liu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿において、「中国」または「中国大陸」とは、中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2024 年 2 月 28 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港地区の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港地区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
電話: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

最新のビジネス上の課題に関する実務に即した知見とソリューションは、弊社の中国ウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港ウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2024 PwC. 著作権所有。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によって PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

河套合作区企业所得税和个人所得税 优惠落地

二零二四年二月
第六期

摘要

继 2023 年 8 月国务院发布《河套深港科技创新合作区深圳园区发展规划》（以下简称“发展规划”），提出在河套深港科技创新合作区（下称“河套合作区”）深圳园区推行企业所得税优惠及个人所得税优惠，2024 年伊始，财政部、税务总局印发《关于河套深港科技创新合作区深圳园区企业所得税优惠政策的通知》（财税[2024]2 号）、《关于河套深港科技创新合作区深圳园区个人所得税优惠政策的通知》（财税[2024]5 号），明确：

- 自 2023 年 1 月 1 日起至 2027 年 12 月 31 日，对设在河套合作区深圳园区特定封闭区域符合条件的鼓励类产业企业，减按 15% 的税率征收企业所得税，并发布《河套深港科技创新合作区深圳园区企业所得税优惠目录》（下称“优惠目录”）；
- 自 2023 年 1 月 1 日起至 2027 年 12 月 31 日，对在深圳园区工作的香港居民，个人所得税税负超过香港税负的部分免征。

在本期的《中国税务/商务新知》中，普华永道将介绍财税[2024]2 号和财税[2024]5 号的政策亮点，并分享有关观察。

详细内容

财税[2024]2 号：落实 15% 企业所得税优惠

财税[2024]2 号规定，自 2023 年 1 月 1 日起至 2027 年 12 月 31 日，对设在河套合作区深圳园区特定封闭区域（以下简称深圳园区特定封闭区域）符合条件的鼓励类产业企业，减按 15% 的税率征收企业所得税。享受这一优惠的企业须同时符合以下条件：

- 鼓励类产业企业：以《优惠目录》中规定的产业项目为主营业务，且主营业务收入占收入总额 60% 以上。
- 实质性运营：企业的实际管理机构设在深圳园区特定封闭区域内，并对企业生产经营、人员、账务、财产等实施实质性全面管理和控制。

- 总分机构的适用：
 - 对总机构设在深圳园区特定封闭区域内的企业，仅就其设在深圳园区特定封闭区域内符合条件的总机构和分支机构的所得适用 15%税率；
 - 对总机构设在深圳园区特定封闭区域以外的企业，仅就其设在深圳园区特定封闭区域内符合条件的分支机构所得适用 15%税率。

深圳园区总面积为 3.02 平方公里，包括福田保税区和皇岗口岸片区。上述 15%企业所得税优惠税率适用的“深圳园区特定封闭区域”的范围是指福田保税区范围，东起皇岗口岸边、南沿深圳河、西至新洲河、北至绒花路，共 1.35 平方公里。

享受 15%企业所得税优惠税率的企业必须以《优惠目录》中规定的产业项目为主营业务，《优惠目录》涵盖如下 4 大产业，共包括 12 项核心技术，33 项具体项目：

1. 信息科学与技术（包括 5 项核心技术 19 个具体项目）
2. 材料科学与技术（包括 1 项核心技术 5 个具体项目）
3. 生命科学与技术（包括 3 项核心技术 6 个具体项目）
4. 科学技术服务机构的运营（包括 3 项核心技术 3 个具体项目）

普华永道观察

深圳园区特定封闭区域的 15%企业所得税优惠的适用条件与粤港澳大湾区其他地区（如深圳前海、珠海横琴、广州南沙等地区）相若，企业的主营业务须为优惠目录中的产业，并在政策适用区内实质性经营。此次 15%企业所得税优惠税率的适用范围限定在深圳园区里的福田保税区（占地 1.35 平方公里）。注册在福田保税区内企业需关注后续相关政策对“实质性运营”的进一步规定（例如对员工人数、人员社保等要求）。

《优惠目录》紧扣河套合作区深圳园区的科技创新主题，聚焦 4 个科技创新的关键领域，并对 12 个核心技术的 33 个具体项目列明了领域范围。河套合作区由于地理所限，目前仅鼓励企业和科研机构从事研发活动。《优惠目录》注重四大行业不同细分领域里的“核心技术”之“中试”、“技术研发”、“测试”活动。企业或科研机构从事此等活动很大机会取得的是服务收入、知识产权授权或转让的收入，如果是为关联公司提供服务需要注意转让定价的安排。此外，如果企业除了研发、中试以外还有生产和销售需要，可评估在深圳园区以外地方进行该等活动的合适模式（例如在福田保税区设立总机构并在其他地区成立分公司，或在政策适用区内和区外分别设立不同的独立的法人机构）的可行性和税务影响。

根据深财法[2024]2 号，福田区财政局、深圳市福田区税务局将后续制定主营业务和实质性运营界定的实施办法，制定申报指南和工作指引，并加强对实质性运营企业规范管理，建立实质性运营联合核查工作机制，有意愿享受该优惠的企业应密切关注未来政策的出台。

财税[2024]5 号：落实“港人港税”的个人所得税优惠政策

财税[2024]5 号规定，自 2023 年 1 月 1 日起至 2027 年 12 月 31 日对在河套合作区深圳园区工作的香港居民，其个人所得税税负超过香港税负的部分予以免征。

其中，享受优惠的所得范围包括来源于深圳园区的综合所得（包括工资薪金、劳务报酬、稿酬、特许权使用费四项所得）、经营所得以及经地方政府认定的人才补贴性所得。纳税人在深圳园区办理个人所得税年度汇算清缴时享受上述优惠政策。

上述“港人港税”个人所得税优惠政策的实施范围是《发展规划》划定的 3.02 平方公里的深圳园区全域。

普华永道观察

15%企业所得税优惠税率仅适用于深圳园区的福田保税区（“深圳园区特定封闭区域”），“港人港税”的个人所得税优惠则适用于深圳园区的全域。在深圳园区工作的香港居民，即便其供职单位不注册在福田保税区，不满足 15%企业所得税优惠的要求，该香港居民仍有机会享受“港人港税”的个人所得税优惠。

深圳市财政局和深圳市税务局已经发布深财法[2024]7 号，要求福田区财政局、深圳市福田区税务局后续制定申报指南和工作指引，明确申报对象、申报方式、申报时间、应提交资料、申报程序等内容，以便方便香港居民申报办理。有意愿享受该

优惠的香港人员及其供职的深圳园区单位，建议密切留意后续政策动态，关注适用个人所得税优惠政策对于单位资质条件、人才条件等具体要求。

同时，因河套合作区深圳园区所属的深圳市，现行亦在执行深圳市境外高端人才和紧缺人才个人所得税财政补贴优惠政策，在河套合作区深圳园区工作的香港居民亦有机会适用深圳市境外高端人才和紧缺人才个人所得税财政补贴优惠，该政策与河套合作区深圳园区的个人所得税优惠政策在适用人群、适用所得类型等方面有部分重叠，但因定位不同，在优惠力度、适用优惠方式及具体要求等方面各有侧重，建议企业及个人根据自身情况，选择更适合且税负效果更优的政策。

注意要点

财税[2024]2 号和财税[2024]5 号落实了《发展规划》提出的 15%企业所得税税率优惠和“港人港税”两项优惠措施。

需要注意的是，上述两项优惠政策均从 2023 年 1 月 1 日生效。对落户在深圳园区特定封闭区域的企业来说，应留意后续文件的出台以便自我评估适用企业所得税优惠税率的情况，做好实质性运营佐证文档备查。由于相关企业在 2023 年所得税季度预缴申报时可能已经采用了 25% 的税率申报，若企业符合享受 15% 企业所得税优惠的条件，应在 2023 年度企业所得税汇算清缴时填写相应的减免所得税额，若预缴企业所得税税款超过汇算清缴应纳税款的，应及时申请退税。建议在深圳园区工作的香港居民也密切关注个税政策的进一步说明，尤其是香港居民的定义、在深圳园区工作的具体判断标准和所涵盖的雇用安排、所得来源于深圳园区的判定方法等规定。

附件

粤港澳大湾区内的企业所得税优惠、个人所得税优惠概况（河套合作区深圳园区、广州南沙、深圳前海、珠海横琴）

15%企业所得税优惠税率	河套合作区深圳园区 (财税[2024]2 号)	广州南沙 (财税[2022]40 号)	前海 (财税[2021]30 号)	横琴 (财税[2022]19 号)
适用区域	适用于“深圳园区特定封闭区域”，即《发展规划》规定的福田保税区范围，共 1.35 平方公里。	仅适用于先行启动区，即南沙湾、庆盛枢纽、南沙枢纽 3 个区块，总面积约 23 平方公里。	适用于国务院 2010 年 8 月批复的《前海深港现代服务业合作区总体规划》中批准的前海深港现代服务业合作区的范围，约 15 平方公里。	横琴岛全域，总面积 106.46 平方公里。
适用优惠需满足的要求	<ul style="list-style-type: none">主营业务符合相应产业目录范围；主营业务收入占比 60% 以上；实质性运营	<ul style="list-style-type: none">主营业务符合相应产业目录范围；主营业务收入占比 60% 以上；实质性运营	<ul style="list-style-type: none">主营业务符合相应产业目录范围；主营业务收入占比 60% 以上；实质性运营 ([2023]4 号公告)	<ul style="list-style-type: none">主营业务符合相应产业目录范围；主营业务收入占比 60% 以上；实质性运营
优惠目录	包含 4 大产业（信息科学与技术、材料科学与技术、生命科学与技术、科学技术服务机构的运营），共包括 12 项核心技术，33 项具体项目	包含 8 大类共 140 项产业（高新技术重点行业 35 项，信息技术行业 15 项，先进制造行业 17 项，生物医药行业 13 项，新能源与新材料行业 12 项，航运物流行业 13 项，现代服务业 29 项，金融业 6 项）。	《前海深港现代服务业合作区企业所得税优惠目录(2021 版)》包含 5 大类共 30 项产业。	《横琴粤澳深度合作区企业所得税优惠目录(2021 版)》包含 9 大类共 150 项产业。
有效期	2023 年 1 月 1 日至 2027 年 12 月 31 日	2022 年 1 月 1 日至 2026 年 12 月 31 日	2021 年 1 月 1 日至 2025 年 12 月 31 日	2021 年 1 月 1 日起执行

个人所得税优惠	河套合作区深圳园区 (财税[2024]5号)	广州南沙 (财税[2022]29号)	前海	横琴 (财税[2022]3号)
个人所得税低税率	自2023年1月1日起至2027年12月31日,对在深圳园区工作的 香港 居民,个人所得税税负超过香港税负的部分免征。	2022年1月1日至2026年12月31日: <ul style="list-style-type: none"> 对在广州南沙工作的香港居民,其个人所得税税负超过香港税负的部分予以免征; 对在广州南沙工作的澳门居民,其个人所得税税负超过澳门税负的部分予以免征 	无特别政策,境外个人适用粤港澳大湾区境外人才个税补贴政策(见下)	2021年1月1日起至2025年12月31日: <ul style="list-style-type: none"> 对在横琴粤澳合作区工作的境内外高端人才和紧缺人才,其个人所得税税负超过15%的部分予以免征。 对在合作区工作的澳门居民,其个人所得税税负超过澳门税负的予以免征。
粤港澳大湾区个人所得税补贴(财税[2023]34号)	2019年1月1日起至2027年12月31日,在粤港澳大湾区工作的 境外 高端人才和紧缺人才,其在珠三角九市缴纳的个人所得税已缴税额超过其按应纳税所得额的15%计算的税额部分,由珠三角九市人民政府给予财政补贴,该 补贴 免征个人所得税。			

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系：

普华永道中国税务及商务咨询团队

李尚义
普华永道中国税务主管合伙人
普华永道南部及香港地区税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

江凯
普华永道中国深圳税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8820
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

王舜宜
普华永道中国税务及商务咨询合伙人
+86 (755) 8261 8267
rebecca.s.wong@cn.pwc.com

普华永道中国人才和税务咨询服务团队

汤爱伦
普华永道中国人才与税务咨询合伙人
+852 2289 5928
ellen.tong@hk.pwc.com

刘燕
普华永道中国人才与税务咨询合伙人
+86 (755) 8261 8130
crystal.y.liu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2024年2月28日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2024 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。